

鳥取県告示第731号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年2月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桔梗会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

武井 大典

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市行徳三丁目977

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、我国の少子高齢化社会の到来に対応して、相互扶助の精神に基づき、幼児から高齢者まで全ての人が、幸福で快適且つ安心して暮らしていく事が出来る様社会教育の推進や青少年の健全育成を図る活動、並びに高齢者の自立と連帯を促進し、居宅介護支援に関するサービスや福祉に係る調査研究及び相談・情報提供等を行うことにより、生活・文化・保健衛生の向上を図り、明るく高齢者にやさしい活力ある長寿社会の実現と健全な地域社会の発展に寄与する事を目的とする。